

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(入学者選抜試験に関する委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜試験及び大学入試センター試験に必要な事項を実施するため、次の各号に掲げる委員会を置く。</p> <p>(1) 入学試験実施委員会</p> <p>(2) 特色入試実施委員会</p> <p>(3) 大学入試センター試験実施委員会</p> <p>(4) その他委員会が必要と認める<u>実施委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(入学者選抜等に関する委員会)</p> <p>第6条 委員会に、学部学生の入学者選抜及び大学入試センター試験に必要な事項を<u>調査研究又は実施</u>するため、次の各号に掲げる委員会を置く。</p> <p>(1) <u>入学者選抜調査研究委員会</u></p> <p>(2) 入学試験実施委員会</p> <p>(3) 特色入試実施委員会</p> <p>(4) 大学入試センター試験実施委員会</p> <p>(5) その他委員会が必要と認める委員会</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月24日から施行する。</p>